

社会福祉 あきた

2009 9.30

No. 311

主な記事

特集

地域福祉推進の新たなスタート！
「あきたの幸せ・
発展プラン」策定

2

生活福祉資金制度改正
生活の安定と活力のための

総合支援をめざして

6

秋田福祉人材コーナーが

設置されています！

8

福祉・介護の多様な人材確保・
育成事業を支援します

9

お知らせ

10

皆様の善意

11

赤い羽根共同募金が

始まります！

12



【写真】「であいのコンサート」 桜田 星宏氏

手作りの出会いのコンサート。
障害のある人にもない人にも
感動の輪が広がりました。

ふれあいネットワーク

社会福祉 法人 秋田県社会福祉協議会

<http://www.akitakenshakyō.or.jp>

地域福祉推進の新たなスタート！

「あきたの幸せ・発展プラン」策定

～県社協・新地域福祉活動計画～

多様な生活福祉課題の拡大や社会保障制度改革、地域を取り巻く環境の変化、また、国・県市町村における行財政改革の進行、新たな地域福祉の推進のあり方などを踏まえ、あらためて県社協の存在意義や理念・使命を明確にし、その実現を目指した新・地域福祉活動計画を策定しました。

【県社協の理念】

県社協は、行政・会員・幅広い関係者との連携・協働のもと、県民総参加による誰もが安心して暮らせる住民主体の「福祉でまちづくり」を進め、質の高い福祉サービスの拡充と利用者保護の視点に立った、その人らしい自立した生活が送れる豊かな福祉コミュニティの実現を目指します。

【使命・役割】

- 生活福祉課題の個別ニーズに基づき調査研究・提言機能の発揮
- 個人の尊厳・自立を支える権利擁護と福祉サービスの質の向上
- 県民総参加のボランティア・市民活動の振興と多様な住民の支えあいのしくみづくり
- 社会福祉事業経営の基盤強化と福祉の人材確保・従事者の資質の向上

- 保健・医療・福祉・教育等関係機関・団体との連携・協働のネットワークづくり

～これまでの取り組み経過と

前期計画の成果・課題～

▼本会では、平成8年に第1期計画といえる活動計画を策定し、「共に生きる」安心秋田のまちづくり」を目標に、民間社会福祉活動の推進を図ってきた。

また、平成14年には介護保険制度の導入や地域福祉の推進を主眼とする社会福祉法の施行によって、これまで以上に福祉サービス

利用者の個人の尊厳や権利擁護の確立、住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるよう、サービスの総合提供と更なる地域福祉の推進を踏まえ、第2期となる活動計画を策定し、今日の事業展開に至っている。

この間、本会では平成17年度から市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）と連携・協働で「地域福祉トータルケア推進事業」（以下、「トータルケア推進事業」という。）を新たに実践化する

るとともに、市町村合併に伴う市町村社協の再編や活動範囲の広域化に伴う小地域福祉活動のあり方など、取り組みの環境変化を踏まえ、あらためて本会の組織・財政・事業のあり方を見直し、再編を図ることを目的に、平成18年度「県社協あり方検討委員会」を設置、20項目の答申と60項目にわたる具体的改善事項の提起がされた。

現在も、答申に基づく改革・改善を進めているところであり、今般の活動計画の策定にあつては、それらの答申内容を盛り込んだものとなっている。

▼前期計画の主な成果と課題では、①本県で取り組んできた「トータルケア推進事業」が、平成19年度厚生労働省が立ち上げた「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書の提言や推進方向そのものであったこと、県内の実践が全国に発信できる芽が育っていることがあげられる。

しかし、小地域の過疎化や高齢化の進展も顕著のなか、町内会・自治会単位の小地域福祉活動の基盤づくりや仕組みづくりが課題で

▼計画推進期間▲

平成21年度～25年度

▼計画の構成▲

5つの基本方針と方針に沿った重点目標を設定し、重点目標達成のための推進項目及び事業実施項目で構成されています。（計画の体系図別表）

ある。

②近年、全国各地で起きている大災害で活躍するボランティアが不可欠となっているが、本県でもこうした災害時のボランティア活動を支援する「コーディネート」の養成・確保に努めるとともに、平成19年の水害時には、現地災害ボランティアセンターの設置・運営にもコーディネーターが活躍し、現地から評価された。

なお、継続した人材養成・確保と資質の向上が課題とされている。

③福祉・保健従事者の資質の向上を図るための研修事業では、計画の5年間で延べ23,762名を養成するとともに、介護サービス情報公表制度の調査機関、地域密着型サービス外部評価や福祉サービス第三者評価機関を担い、福祉サービスの質の向上に寄与してきた。

研修事業では、ニーズに即した多様な研修の企画・実施による内容の充実を図ること、評価関連では国の評価のしくみの度重なる変更により左右されない事業の安定が課題である。

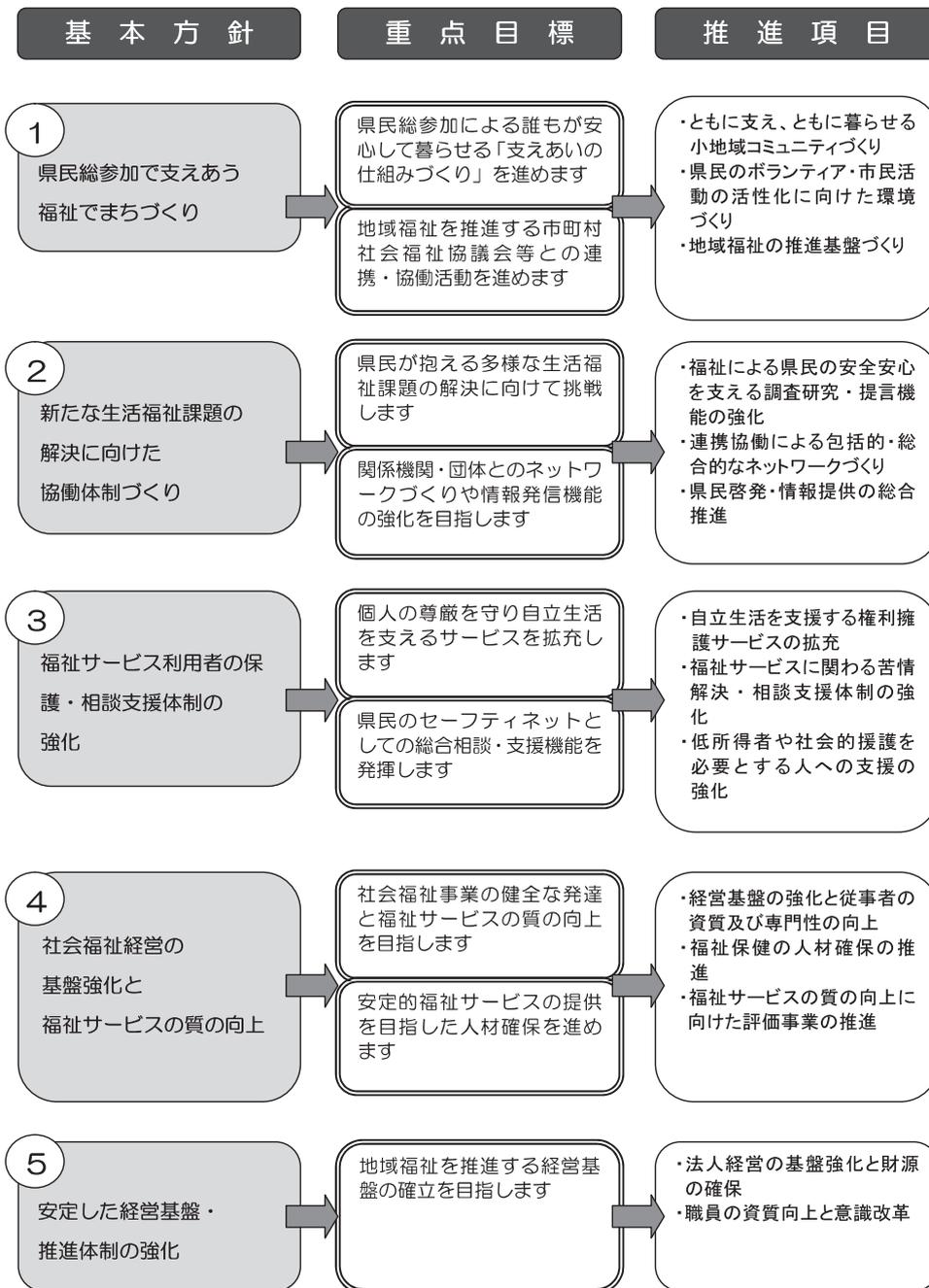
④認知症、知的障害、精神障害等

による判断能力が低下してきている方々の在宅で自立した生活を支援するための「地域福祉権利擁護事業」は、5年間で3.7倍の利用件数で推移、日常の金銭管理や福祉サービスの利用援助のほか、

近年では悪質商法の未然防止や騙された多額の借金の整理に結びついているなどの効果が生まれている。しかし、今後益々利用件数の増加が予測されており、県内に設置

している基幹的社協やケースマネジメントする専門員の増が急務である。⑤法人運営では、あり方検討委員会の答申に基づく改善に努め、5年間で事業収入を26.3%増を、

秋田県社会福祉協議会 新・地域福祉活動計画体系図



また経常経費では33・5%のコスト削減を図ってきた。

更なる地域福祉を推進するため安定した財政基盤の確立が課題となっている。

社会福祉を取り巻く

現状と課題

●社会の変化

本県の少子高齢化の進行は、まもなく全国一の高齢県になることが予測されているとともに、毎年1万人以上の人口が減少しています。

また、核家族化の進行で一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が更なる増加傾向にあるほか、過疎化などによって高齢者が50%以上の集落は本県でも2005年の国勢調査で105カ所あるとされ、将来、地域で支えあう基盤が弱体化すると予測されています。

●社会保障・各種制度改革の動向

高齢化の進行に伴い、認知症及び要介護高齢者が今後とも増え続け、介護保険の持続可能な制度の構築が課題とされています。

一方、地域や在宅で出来る限り自立した生活を総合的に構築するため、地域密着型サービスの創設や在宅医療の推進、障害者の地域生活移行といった推進による施設ケアから地域ケアへの体制整備が求められています。

また、少子化のなか、健やかに産み育てるための環境を整備するため、国の次世代育成支援対策法による子育て支援の促進が期待されています。

●県・市町村自治体の責任の増大と行財政改革

国の三位一体改革による地方分権や権限委譲の進展に伴い、特に社会福祉における実施責任、主体が市町村に切り替わり、財源も一般財源化され責任も増大してきています。

また、市町村合併によって、地域も広域化するなかで、財政難と相まって、行政サービスの統合・効率化が進められ、サービスの低下が懸念されているが、自治体の自立に向けた住民との新たなパートナーシップの構築によるまちづくりが課題とされています。

●地域福祉(生活)課題の広がり

地域を取り巻く環境の変化とともに、様々な生活福祉課題が広がってきています。特に、全国的にも児童虐待件数や高齢者虐待件数の増加のほか、配偶者からの暴力や精神的な攻撃などのドメスティック・バイオレンスも増加傾向にあり、社会全体としての支援や対策が待たれています。

さらに、今日的な社会問題となつている高齢者世帯を狙った振り込め詐欺や訪問販売等の悪質商法の多様化への対応とともに、全国的に多発している災害時の要支援者の安全・安心への取り組みも課題とされています。

●新たな地域福祉の推進

厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告によると、地域で個別の課題を抱える世帯や社会的な支援を要する世帯に対し、地域での「新たな支えあい」(共助)の確立を提言、個人や地域の持つ力を支援したり、課題を発見して関係機関と調整しながら個別の支援や地域福祉活動を支援する専門職員の配

置とコミュニケーションの展開が期待されています。

あわせて、身近な生活圏域で、住民自身が福祉課題を発見したり、意見を集約したり、解決策を一緒に考えたりできる住民主体の環境づくりを進め、住民参加による地域福祉の推進基盤を構築していくことが今後の方向として提案されています。

新計画における

基本方針の重点事業

新計画では、基本方針ごとに重点目標を設定し、重点目標を達成するための推進項目を柱立てしました。

紙面の関係から、ここでは、推進項目に沿った重点事業の項目のみ紹介します。

■基本方針1

県民総参加で支えあう

福祉でまちづくり

【推進項目】

1. ともに支え、ともに暮らせる小地域コミュニケーションづくり

- 安心づくり（総合相談・生活支援の仕組みづくり）検討委員会
- コミュニティソーシャルワーカー実践研修会

- 小地域支えあいの仕組みづくり検討委員会

- 2. 県民のボランティア・市民活動の活性化に向けた環境づくり

- 市町村社協ボランティアセンター機能強化
- 災害支援体制の構築
- 退職世代の社会参加応援事業

- 3. 地域福祉の推進基盤づくり
- 市町村社協の個別支援の強化
- 自治会（区）福祉推進事業検討委員会（地域福祉サポーター養成）

- 民生児童委員協議会活動の支援と連携・協働活動

■基本方針2

新たな生活福祉課題の解決に向けた協働体制づくり

【推進項目】

- 1. 福祉による県民の安全安心を支える調査研究・提言機能の強化

- 地域福祉推進委員会機能の強化
- 調査研究・提言活動

- 2. 連携協働による包括的・総合的なネットワークづくり
- 社協と施設による連携・協働事業の実施

- 施設種別協議会・団体との連携・協働活動の推進

- 3. 県民啓発・情報提供の総合推進

- 広報「社会福祉あきた」の充実
- ホームページによる情報提供機能の強化
- 啓発研修の実施

■基本方針3

福祉サービス利用者の保護・相談支援体制の強化

【推進項目】

- 1. 自立生活を支援する権利擁護サービスの拡充

- 日常生活自立支援事業の実施
- 成年後見制度活用の支援
- 2. 福祉サービスに関する苦情解決等相談体制の強化

- 福祉サービスに関する苦情解決等相談体制の充実
- 日常生活自立支援事業の運営監視機能の強化

- 3. 低所得者や社会的保護を必要とする人への支援の強化

- 生活福祉資金貸付事業の推進
- 緊急通報「ふれあい安心電話」事業の充実

■基本方針4

社会福祉経営の基盤強化と福祉サービスの質の向上

【推進項目】

- 1. 経営基盤の強化と従事者の資質及び専門性の向上
- 経営指導事業・自主監査制度の推進
- 階層別・段階別体系研修の実施
- 認知症介護研修の実施

- 2. 福祉保健の人材確保の推進
- 福祉保健人材センターアクションプラン（仮称）の策定・実施
- 社会福祉事業所訪問強化による人材確保の推進

- 3. 福祉サービスの質の向上に向けた評価事業の推進
- 緊急雇用対策事業の推進
- 地域密着型サービス外部評価事業の実施

- 介護サービス情報の公表事業の実施
- 福祉サービス第三者評価事業の実施

■基本方針5

安定した経営基盤・推進体制の強化

【推進項目】

- 1. 法人経営の基盤強化と財源の確保

- 会員拡大による会費増強と会員サービスの充実
- 多様な自主財源確保の拡充
- 社会福祉会館指定管理の適切な運営の確保

- 2. 職員の資質向上と意識改革
- 事業目標管理システムの導入

なお、本計画の推進、実施にあたっては、県・市町村行政、会員である市町村社会福祉協議会、社会福祉施設、社会福祉関係機関・団体をはじめ、幅広い県民の皆様の特段の御理解と御支援・御協力が必要です。

本会といたしましても、本計画を新たなスタートとして本県の地域福祉の一層の推進を図ってまいりますので、何とぞ、皆様のお力添えをいただきますようお願いいたします。

生活福祉資金制度改正

生活の安定と活力のための総合支援を目指して

見直しの趣旨

現下の厳しい経済・雇用情勢に対応するため、様々な雇用対策や生活保護等福祉施策がセーフティネットとして重層的に機能することが求められています。こうしたセーフティネットの施策の一つとして、生活福祉資金貸付制度が、低所得者、高齢者、障害者等に対して更なる活用促進が図られ、効果的な支援を実施できるように資金種類の統合・再編等の見直しが行われ、本年10月1日からの施行となりました。

参照

総合支援資金の創設

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であつて次のいずれの条件にも該当する世帯に対し、（1）から（3）の費用を貸付けすることができま

改正の内容

・資金種類の整理と統合等

現行の10種類の資金種類を統合し、利用者にとってわかりやすく、かつ、利用者の資金ニーズに応じられるよう柔軟な貸付を目指しています。（別記資料

ア 低所得世帯であつて、収入の減少や失業等により生活に困難し、日常生活の維持が困難となつていていること。

イ 資金の貸付を受けようとする方の本人確認が可能であること。

ウ 現に住居を有していること又は住宅手当緊急特別措置事業

（注1）における住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。

エ 実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。

オ 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること。
カ 失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

（1）生活支援費
生活再建までの間に必要な経費

（2）宅入居費
敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

（3）一時生活再建費
生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用

連帯保証人要件の緩和

原則連帯保証人を必要としつ

貸付利率の引き下げ

失業や減収等により生活が困窮している方の借り入れに伴う負担を軽減し、生活福祉資金貸付事業の利用促進を図るため利率を現行の年3%から無利子又は引き下げとなります。

・連帯保証人を確保した場合は無利子。連帯保証人を確保できない場合は年1・5%に引き下げとなります。ただし、緊急小口資金については、連帯保証人を確保できない場合であっても無利子です。不動産担保型生活資金については、年3%か当該年度4月1日時点の長期プライムレート（21年度は2・25%）のいずれか低い方となります。以上が主な改正点です。

相談支援の充実

本制度の運用は、民生委員活動と両輪の関係にあることは勿論で

改正後の資金種類

【現行】

資金種類	限度額
1 更生資金（年3%）	
生業費（低所得世帯）	280万円
生業費（障害者世帯）	460万円
技能習得費（低所得世帯）	110万円
技能習得費（障害者世帯）	130万円
2 福祉資金（年3%）	
福祉費	50万円 ※住宅改築等は250万円
障害者等福祉用具購入費	170万円
障害者自動車購入費	250万円
中国残留邦人等国民年金追納費	470.4万円
3 療養・介護等資金（無利子）	170万円
4 災害援護資金（年3%）	150万円
5 緊急小口資金（年3%）	10万円
6 修学資金（無利子）	
修学費	高校 月3.5万円
	短大・高専 月6万円
	大学 月6.5万円
就学支度費	50万円
7 離職者支援資金（年3%）	単身世帯 月10万円 複数世帯 月20万円
8 自立支援対応資金（年3%）	月10万円
9 長期生活支援資金	月30万円
10 要保護世帯向け長期生活支援資金	生活扶助額の1.5倍

【改正後】

資金種類	限度額等
1 総合支援資金	
生活支援費	（二人以上）月20万円以内 （単身）月15万円以内
※最長1年間の生活費	
住宅入居費	40万円以内
※敷金、礼金	
一時生活再建費	60万円以内
※一時的な需要に対応	
2 福祉資金	
福祉費	580万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定
緊急小口資金	10万円以内 ※保証人不要
3 教育支援資金	
教育支援費	大学の場合月6.5万円以内
就学支度金	50万円以内
4 不動産担保型生活資金	
（一般世帯向け）	月30万円以内
（要保護世帯向け）	生活扶助額の1.5倍

すが、資金ニーズに応じた関係機関との連携による総合支援体制の確立が今後特に必要です。

また、今般の見直しの方針である「借り易く、貸し易く」だけが

一人歩きすることなく、貸付制度であることから、借り手の制度理解、償還見込みをしつかり立て度を推進していかなければなりません。

制度の推進にあたっては、関係者のご理解と御協力が必要です。（注1）離職者であつて就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失する

おそれのある者に対して、住宅手当を支給します。実施主体は、県市町村行政（町村については、福祉事務所を設置している町村）です。

秋田福祉人材コーナーが設置されています！

ハローワーク秋田 介護労働専門官

柏原 伸一 氏

秋田県福祉保健人材センターでは、ハローワークと連携・協働しながら事業を進めております。今回はハローワーク秋田における福祉人材コーナーを紹介いたします。

ハローワーク秋田では、21年4月から「福祉人材コーナー」を設置し、福祉人材の確保等に力を入れているところです。担当を増員するなど、対応を強化しています。

これまで、数多くの求職者・求業者との相談を通じて、福祉人材の確保、福祉の仕事をする上での問題点などが見えてまいりましたので、紹介させていただきます。

第一点は、「求人・採用」の観点です。福祉の仕事に携わるには、専門性が必要であり、必要とされる資格も明確にされています。また、事業所ごとに特徴があり、必要とされる人物像も、ひとつくくりには出来ないことも特徴です。

ハローワークで工夫できる点として「求人条件の明確化」があります。

今年度は、求人を行っている現場に伺って、求人にかかる特記事項を教えてください。求人票にどのように記載するか、ご相談しています。

事業所の中には、労働基準法をずっと上回る条件整備をしているところもありますが、せっかくの条件も明示しなければ求職者に伝わりません。方法・現状の確認については、ハローワーク職員がご相談に伺います。

福祉分野が、雇用吸収力のある数少ない労働市場として注目されている今こそ、採用に適した時期だと思われるかもしれません。これまで学卒採用のみしか行なってこなかった事業所などでも、積極的に中途採用の道を開いていただいております。

第二点は、「労務管理」の観点です。貴重な人材・必要な人材を長期間雇用する為に、各事業所ではそれぞれ工夫をなさっていると思います。現在利用できる国・県の助成制度を活用して、さらなる労働条件の改善をはかることができます。

例えば、介護であれば「未経験者確保等助成金」を活用して、資格取

得直後のフレッシュな人材を確保することが容易になりました。介護設備の充実、基盤人材の確保についても助成制度があります。

労働者の雇い入れに関する助成制度については、長引く不況の影響から次々と制度が拡充されており、人手不足感のある医療・福祉・介護分野では、こうした制度を活用することで、人材の確保が容易になっていきます。単年度限りの助成制度もありますので、積極的にご利用下さい。不明な点などありましたら、ご説明にあがりますのでご一報下さい。

また、福祉の仕事に従事している労働者の特徴として、「女性が多く、パートタイム勤務が多い」ということもあげられます。改正された均等法・パートタイム労働法を職場で生かすことが重要です。

育児休業制度については制度導入に対する助成制度があります。また、パート労働者に対する有給休暇の付与など労働条件向上については、法で定められている基準を結果的に下回っている事業所も見られ、労働基準監督署の是正指導も行なわれているのが現状です。

第三点は、「事業所の周知・広報」であります。近年、インターネットを通じた事業所の紹介、ボランティアの募集などが広く行なわれており

ますが、更新スパンが長かったり、極端な例ではホームページ作成後、一度も更新されていない事業所もあります。

こうした情報をメンテナンスすることにより、お客様としての利用者へのアピール、働こうという意欲を持った求職者へのアピールが十分に行なわれるものと考えています。また、ハローワークの職員が電話や訪問で事業所情報を収集しており、ハローワークには一定の情報が集約されつつありますので、積極的にご利用いただければ幸いです。

今回は、助成金制度など、詳細についてはご説明を省略させていただきました。制度の利用にあたっては様々な条件があり、「申し込めば必ず支給される」という誤解が生じないように考えて、このようにさせていただきます。

厚生労働省のホームページなどを参考にしていただき、積極的にハローワークをご利用下さい。日程調整のうえ、ご説明・ご相談にうかがいます。ご利用のほど、よろしくお願いたします。

ハローワーク秋田

秋田市茨島1-12-16

☎018-864-4111

福祉・介護の多様な人材確保・育成事業を支援します

福祉事業所複数事業所連携事業・福祉事業所

職場体験事業がはじまります

県が各ユニットに対して補助を行います。

本会では、福祉・介護事業従事者の確保と育成の一層の促進を目的とした「福祉事業所複数連携事業」及び「福祉事業所職場体験事業」を県から受託し、これら事業への参加希望施設・事業所及び参加希望求職者の募集をしています。

福祉事業所複数事業所連携事業

ユニット募集期間(予定)

12月15日まで

この事業は、在宅サービス事業所や小規模事業所等では、効率性の問題などから求人や職員研修を単独で実施することが困難な場合がある現状を踏まえて、5ヵ所以上の事業所がユニット(共同体)を形成して、共同の求人活動や求人説明会の開催、人材育成・キャリア開発を目的とする合同研修など、事業所間連携による新たな人材の確保・育成を支援するものです。

専任の職員がユニット(共同体)組織化や事業計画立案などを支援するほか、事業推進の一定経費を

福祉事業所職場体験事業

受入事業所募集期間(予定)

11月30日まで

体験希望者募集期間(予定)

11月1日募集開始

福祉や介護の仕事に関心を有する求職者等を対象として、実際の職場の雰囲気やサービス内容を直接体験する機会を提供し、これらの求職活動が円滑に進むよう支援するとともに、県内の福祉・介護事業所への人材の参入及び定着を促進することを目的とします。

職場体験は一人につき10日間を上限とし、受入れ事業所と体験希望者の調整を本会が行います。

また、受入れ事業所に対しては1日一人当たり一定額の補助があります。

問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会

地域福祉部

福祉保健人材・研修担当

☎018-864-2880

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために!

プラン1

施設の業務中事故賠償補償

① 基本補償

- 基本補償(A)は、法人業務を包括的に補償
- 見舞費用付補償(B)は、賠償責任のない場合の見舞金も補償
- オプション・医療事故補償も充実

② 個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償
- クレーム対応費用、見舞品購入費用等を補償

プラン2

施設利用者の傷害事故補償

- ① 入所型施設利用者の傷害補償
- ② 施設送迎車搭乗中通所型施設利用者の傷害補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3

施設職員の災害事故補償

- ① 施設の労災上乗せ補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン4

施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆ 加入対象は、社会福祉法人等で運営している社会福祉施設です。

- 全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容
- 団体契約のため有利な補償と割安な保険料(掛金)
- 迅速で丁寧かつ適正なお支払い

● この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします

団体契約者
社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱代理店
株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

竿燈祭りにて

初の試み!
「ふくし屋台村」

平成21年8月3日からの秋田竿燈祭りの開催に合わせ、秋田県社会福祉会館正面入口から歩道にかけてのスペースに「ふくし屋台村」を開設しました。

「ふくし屋台村」では秋田市内の障害者施設（杉の木園、いなほ福祉作業所、あゆみ小規模作業所）に協力いただき、各種製品のPRと販売を行いました。

また、高齢者や障害者の方々が安心して祭りを楽しめるよう無料休憩所を確保し、本会も保健所の許可を得て生ビールやジュース、



枝豆、とうもろこしなどを販売して福祉会館のPRを兼ねて開放に努めました。

初めての取り組みのため、準備期間が短い中で慌ただしく開催に至ったものの、日を追うごとに多くの方が足を運んでいただき、おかげさまで事故もなく成功裡に終えることができました。御協力いただいた多くの方々に感謝申し上げます。

今回は3日間の開催でしたが、この経験を踏まえて来年はもっと楽しい「屋台村」にしたいと考えておりますので、今後も御協力・御支援くださるようお願いいたします。

人材・研修センターのホームページが
より使いやすくなりました！！

これまで郵送でご案内していた人材・研修センターの研修要綱が、ホームページからもダウンロードできるようになりました。各種研修の日程がカレンダー形式でご覧になれるほか、研修内容も確認できますので、お申し込みや職場外研修の計画にぜひご活用ください。

また、今後研修要綱のメール配信についても、段階的に実施していく予定です。

<掲載例>

日	研修名
1日(金)	生活保護担当職員研修(新任・中堅)
2日(土)	
3日(日)	
4日(月)	
5日(火)	
6日(水)	
7日(木)	
8日(金)	
9日(土)	
10日(日)	
11日(月)	
12日(火)	
13日(水)	
14日(木)	福祉保健施設・事業者等職員新任研修Ⅰ
15日(金)	福祉保健施設・事業者等職員新任研修Ⅰ
16日(土)	

まずはここをクリック！

段階別研修	
● 新任研修研修	
研修名	福祉保健施設・事業者等職員新任研修Ⅰ
目的	福祉保健施設・事業所職員として必要な基本的な心構え及び基礎的知識や技能
対象者	社会福祉施設(保育所含む)、介護保険施設・事業者、社会福祉協議会等の職3年未満の職員で、新規卒業者として就業した職員(福祉保健分野以外も含む) ※1施設1名 ※過去に本研修を受講した者を除きます
科目	科目1 講義「福祉サービスの理念と実践」 科目2 講義・演習「仕事の仕組みと手順」 科目3 講義・演習「新任職員のメンタルヘルス」 科目4 実技・講義「接客マナーを学ぶ」
研修日	5/14～5/15
要綱PDF	研修要綱
	受講定員 150
	受講申込書

研修目的・対象者・科目など、研修の概要を見ることができます。

研修要綱・受講申込書はダウンロード・印刷後、申込への活用ができます。

◆研修に関する情報はこちらから
秋田県社協トップページ (<http://www.akitakenshakyo.or.jp>)
→「福祉保健研修センター」

皆様の善意



〔平成21年7月～9月末〕

◎金銭預託◎

- 株式会社 第一会館 様 34、850円
- 秋田県ヤクルト連合会 様 400、000円
- 通町商店街振興組合青年部 様 10、000円
- ミレニアムリテイリング 労働組合 秋田支部 様 4、130円
- NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド 様 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社 様 500、000円

◎物品預託◎

- 千楽会 様 「池田直樹」コンサート 歌の花束をあなたにⅢ」招待券33枚

北日本コンピュータ

サービス株式会社 様

車いす7台

秋田県消防設備保守協会 様

住宅用火災警報器210個

◎各種大会等への助成◎

- 東北地区里親研修会
- 東北ろうあ者大会
- 東北地区手話問題研究大会

◎物品配分◎

- 「池田直樹」コンサート 歌の花束をあなたにⅢ」招待券を秋田市内の知的障害者更生施設、障害者支援施設等5カ所へ
- 車いす7台を秋田県内の市町村社会福祉協議会7カ所へ
- 住宅用火災警報器70個を秋田市内の65歳以上独居世帯へ

◎善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉への御寄附をお待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や障害者、ボランティア団体活動など社会福祉一般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくは県社協総務企画部までお問い合わせください。

男鹿水族館GAO

「割引料金」のご案内

後期高齢者医療被保険証・運転経歴証明書・障がい者手帳などのご提示で入館料が割引になります。

大人700円・小中学生250円

(付き添いの方も1名様同額料金)

さらに！

毎週水・木曜日は福祉の日

大人500円・小中学生200円

(付き添いの方含め5名様まで割引)

●問い合わせ先●

秋田県社会福祉協議会

総務企画部

秋田市旭北栄町1-5

TEL 018-864-2711

☒soumu@akitakenshaky.o.or.jp



COROLLA AXIO
期待どおりの安定感に
心が落ち着くカローラアクシオ。



PASSO
助手席リフトアップシート車
助手席リフトアップシート&
手動車いす用収納装置(電動式)

豊富なバリエーションで皆様のご要望にお応えいたします!!

トヨタカローラ秋田株式会社
秋田市寺内字神屋敷 295-37 ☎018-880-1500
カローラ秋田ホームページは [トヨタカローラ秋田](#)

「がん」は治す時代へ。
アフラックの「がん保険」は もっとあなたを応援します!



生きる気持ちに、本気で応える

**アフラックの
がん保険**

募集代理店 **ナカイ株式会社 秋田支店**
〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F
TEL.018-866-1761(代) FAX.018-866-1762

お客様
相談窓口へ ☎ **0120-712-816**

赤い羽根共同募金が始まります!

～地域の福祉、みんなで参加～

秋田県共同募金会

今年も十月一日から赤い羽根共同募金運動が始まります。毎年、赤い羽根共同募金に多くのご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成二十年度共同募金の実績は、赤い羽根共同募金が約二億一千六百五十七万円、歳末たすけあい募金が約六千五百二十七万円、合わせて約二億八千八百八十五万円となりました。たくさんのご協力に心から感謝申し上げます。

皆さまからお寄せいただいた募金は、県内の社会福祉協議会や福祉団体などによるふれあいいきいきサロンなど地域の福祉活動に活用されるほか、県内の社会福祉施設の修理や備品整備、災害にあわれた世帯への見舞金、NPO法人やボランティア団体の活動など、

県民の皆さんの身近なところで、誰もが安心して暮らせる地域を築いていくための貴重な財源として有効に活用されています。

共同募金運動は昭和二十二年から「国民たすけあい運動」として開始され、長い間皆さまに支えられながら、今年で六十三回目を迎えることとなりました。

共同募金の運動期間は、十月一日から十二月三十一日まで、歳末たすけあい運動が十二月一日から十二月二十五日まで、全国一斉に展開されます。

また、本県の運動では、県内の中学生から応募いただいた標語八十三点から最優秀賞一点を選び、秋田県版ポスターなどに掲載しています。今年の最優秀作品は、

「赤い羽根 心ポカポカ あふれる笑顔」

今年の最優秀作品は、

これは、潟上市立天王中学校一年 幡江怜奈さんの作品で、十月四日(日)に秋田県児童会館で開催される、「赤い羽根ふれあいのつどい」において表彰される予定です。

なお、今年の赤い羽根募金の目標額は

二億一千八百三十一万三千元

となっております。

これは、県内の社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉団体などからの助成要望をもとにした目標額であり、こうした団体による地域福祉活動を支えていくための共同募金運動に、今年も暖かいご支援をお願いいたします。



平成20年度の募金活動の様子



▲平成21年度版ポスター